

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月12日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 12 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備トラベリングスクリーン(A)洗浄水配管フランジ部において、微少な漏えい(1滴 / 5秒)が認められたため、当該箇所を補修。	G	
2	2号機	原子炉格納容器上部換気空調設備(A)点検口扉において、蝶番取付溶接部(1箇所)に外れ脱落が認められたため、当該箇所を補修。	G	
3	2号機	主復水器連続洗浄装置異物排出弁(B,E)点検時、弁駆動用電動機ケース及びターミナルボックスに腐食が認められたため、当該電動機及びターミナルボックスを交換。	G	
4	2号機	補機冷却海水系配管点検時、配管内面ライニングに腐食が認められたため、当該箇所を補修。	G	
5	2号機	19保全サイクル定期事業者検査保全計画書において、誤記及び項目の抜けが認められたため、当該保全計画書を改訂。	G	
6	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(A)浸透探傷試験において、ダイヤフラム翼取付溶接部に指示模様が認められたため、当該箇所を補修。	G	
7	2号機	復水脱塩装置脱塩塔(G)点検時、塔内下部支持床ゴムライニングにピンホールが認められたため、当該部を補修。	G	
8	2号機	使用済燃料プール周辺換気空調系空気ダンパー改造作業時、制御用空気配管元弁閉の隔離漏れにより空気漏れが認められたため、当該空気元弁を閉止。	G	
9	3号機	復水ろ過装置(C)塔出口流量記録計において、指示値ハンチングが認められたため、当該関連計器を点検。	G	
10	3号機	復水ろ過装置(G)塔出口流量記録計において、指示値ハンチングが認められたため、当該関連計器を点検。	G	
11	4号機	海水熱交換器建屋北側ストームドレンサンプ(A)吐出逆止弁において、開固着が認められたため、当該ポンプを隔離すると共に当該弁を点検補修。	G	
12	4号機	海水熱交換器建屋北側ストームドレンサンプ出口逆止弁において、開固着が認められたため、当該弁を点検補修。	G	